

資料編

1 策定の経過

| 年月 | 実施事項 |
|------------------------------|----------------------------------|
| 平成 26 年 3 月 31 日～4 月 25 日 | 関市 地域福祉計画策定のための市民・活動団体アンケート調査の実施 |
| 平成 26 年 8 月～9 月 | 庁内各課ヒアリングの実施 |
| 平成 26 年 9 月 25 日 | 第 1 回関市地域福祉計画策定委員会の開催 |
| 平成 26 年 11 月 4 日 | 第 2 回関市地域福祉計画策定委員会の開催 |
| 平成 27 年 1 月 8 日 | 第 3 回関市地域福祉計画策定委員会の開催 |
| 平成 27 年 2 月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 3 月 17 日 | 第 4 回関市地域福祉計画策定委員会の開催 |

2 策定委員会

(1) 関市附属機関設置条例

平成25年12月25日関市条例第68号

関市附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めるもののほか、市長又は教育委員会(以下「執行機関」という。)の附属機関を別表のとおり設置する。

(附属機関の名称等)

第2条 附属機関の名称、所掌事務、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 関市児童発達支援センター条例(昭和47年関市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第1条関係)

市長の附属機関

| 名称 | 所掌事務 | 委員の定数 | 委員の構成 |
|---------------|--|-------|--|
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 関市地域福祉計画策定委員会 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議すること。 | 25人以内 | (1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉を目的とする事業を行う者 (3) 社会福祉に関する活動を行う者 (4) 市民公募による者 (5) その他市長が必要と認める者 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

(2) 関市地域福祉計画策定委員会規則

平成 26 年 3 月 31 日関市規則第 28 号

関市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成 25 年関市条例第 68 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、関市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、条例別表市長の附属機関の部関市地域福祉計画策定委員会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、委員会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定の日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第 1 項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、市長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 関市行政組織規則（昭和 58 年関市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(3) 委員名簿

(敬称略、順不同)

| 氏名 | 機関・役職名 |
|----------|-------------------------------|
| ◎ 大井 智香子 | 中部学院大学短期大学部 准教授 |
| 宮本 洪純 | 社会福祉法人 祥雲会 理事長 |
| 早川 力 | 武儀医師会 顧問 |
| 岩島 琴美 | 社会福祉法人 平成会 特別養護老人ホーム ハートフル施設長 |
| 長尾 美智子 | 県立ひまわりの丘 所長 |
| 岩原 磯治 | NPO法人 キッズアカデミーせき園 理事長 |
| ○ 山中 一義 | 関市自治会連合会 会長 |
| 遠藤 俊三 | 関市社会福祉協議会 会長 |
| 玉井 洋禧 | 関市ボランティア市民活動連絡協議会 会長 |
| 澤井 基光 | 関市民生委員児童委員協議会 会長 |
| 後藤 克子 | 関市主任児童委員 代表 |
| 古田 健二 | 関市障害者団体連合会 会長 |
| 石井 和典 | 関市老人クラブ連合会 会長 |
| 清水 愛子 | 市民委員 |

※◎は委員長、○は副委員長

3 用語説明

か

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる様々な配慮のこと。意思の疎通や移動の手助けなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと地域福祉の推進を目的として様々な活動を行っている民間団体。

生活困窮者自立支援法

平成 25 年 12 月成立。この法律に基づき、平成 27 年 4 月から、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための様々な取り組みが行われる。

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた自宅でいつまでも生活できるよう、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

た

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として地域包括支援センターが実施する。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置することとしている。

な

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ 6 か月以上継続）のこと。

認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機

能障がい者が進行していく中で、その進行状況に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示したものの。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

は

パブリックコメント

市町村が計画等を制定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある人等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

ファミリー・サポート・センター

就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う仕組み。

福祉避難所

高齢者や障がいのある人など、災害時に指定避難所（学校の体育館など）での生活では支障がある人を受け入れるために、設備・機材・介助など特別な準備がされている避難所のこと。災害時にすぐに開設するものでなく、指定避難所での避難者の状況等を判断し、開設する二次的避難所であ

る。

ふるさと福祉村

誰もが住み慣れた地域で生涯安心して暮らすことができるよう、地域住民やNPO、ボランティア、医療機関、福祉施設などが自発的に形成し、互いに助け合いながら地域課題に取り組むネットワークのこと。岐阜県が中心となり推進してきた施策で、地域福祉コミュニティづくりのために補助金の交付や情報提供等の支援が行われてきた。

ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。

